

令和 6 年度

**指定障がい福祉サービス事業者等
集団指導
(児童・報酬改定編)**

大阪市福祉局障がい者施策部

- 1 令和 6 年度報酬改定の主な内容について
- 2 主な新設・要件の変更のあった加算・減算等の要件について

総合的な支援の推進 1

【対象：児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援】

適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、支援は、5領域（※）を全て含めた総合的な支援を提供することが基本とされました。個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で支援を提供することが必要です。

（※） 5領域とは

- ・ 心身の健康や生活に関する領域「健康・生活」
 - ・ 運動や感覚に関する領域「運動・感覚」
 - ・ 認知と行動に関する領域「認知・行動」
 - ・ 言語・コミュニケーションの獲得に関する領域「言語・コミュニケーション」
 - ・ 人との関わりに関する領域「人間関係・社会性」
- を指します。

総合的な支援の推進 2

【対象：児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援】

- 個別支援計画の指定児童発達支援の具体的な記載において、5領域との関連性を明記することが必要です。

※様式・記載の例については

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等
デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について」

(令和6年3月15日こども家庭庁障害児支援課事務連絡)
を参考にしてください。

- 個別支援計画における支援内容の5領域との関連性の明確化及びインクルージョンの観点からの記載は、令和6年10月31日までに個別支援計画の見直しのタイミングで行うことが必要です。
(インクルージョンの観点からの記載は居宅訪問型児童発達支援は対象外)

総合的な支援の推進 3

【対象：児童発達支援、放課後等デイサービス】

個別支援計画の参考様式、総合的な支援の提供に関するのアセスメントや支援の実施における視点などについて、令和6年7月に児童発達支援・放課後等デイサービスガイドラインが更新されましたので、下記リンク先資料を参考に支援を行ってください。

こども家庭庁HP：[児童発達支援・放課後等デイサービスガイドライン](#)

基本報酬における時間区分の創設 1

【対象：児童発達支援、放課後等デイサービス】

●令和 6 年 4 月より、基本報酬において時間区分が創設されました。

時間区分	計画時間
時間区分 1	30分以上 1 時間30分以下
時間区分 2	1 時間30分超 3 時間以下
時間区分 3	3 時間超 5 時間以下

●ただし、以下の場合は、令和 6 年 4 月以降も時間区分はありません。

- ・主として重症心身障がい児を通わせる児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所において、重症心身障がい児に対し支援を行う場合
- ・共生型又は基準該当の場合
- ・旧主として重症心身障がい児児童発達支援経過的給付費又は旧医療型児童発達支援経過的給付費の場合

基本報酬における時間区分の創設 2

- 個別支援計画別表を作成し、計画的に支援を行う必要があります。
- 個別支援計画別表の作成がない場合、時間区分 1 で請求を行う必要があります。

別紙 2

記入例

個別支援計画別表

利用児氏名	計画に定める支援時間を記入（利用時間と終了時間も記入） ・曜日ごとに提供時間が異なると考えられるため、曜日ごとに時間を定める						
	月	火	水	木	金	土	日・祝日
提供時間	利用開始・終了時間 10時00分 ～ 15時00分	利用開始・終了時間 ～	利用開始・終了時間 10時00分 ～ 15時00分	利用開始・終了時間 ～	利用開始・終了時間 10時00分 ～ 15時00分	利用開始・終了時間 ～	利用開始・終了時間 ～
	5時00分	0時00分	5時00分	0時00分	5時00分	0時00分	0時00分
特記事項	・利用が確定している曜日以外に、事業所の空き状況等により利用が想定される場合には、その場合に想定される提供時間を記入 ・市町村が認めるものとして、30分未満の提供時間となる場合には、具体的な理由を記入 ・利用者や保育所・学校等の都合により、通常の計画時間とは異なる時間区分で算定するような状況が想定される場合（例えば、通常は1時間だが、学校の短縮授業等により3時間になる日が想定される場合等）には、想定される具体的な内容を記入 ・その他特記事項がある場合には、その具体的な内容を記入						
延長支援時間 ※延長支援時間は、支援前・支援後それぞれ1時間以上から	【支援前】延長支援時間 9時00分 ～ 10時00分	【支援前】延長支援時間 ～	【支援前】延長支援時間 9時00分 ～ 10時00分	【支援前】延長支援時間 ～	【支援前】延長支援時間 9時00分 ～ 10時00分	【支援前】延長支援時間 ～	【支援前】延長支援時間 ～
	【支援後】延長支援時間 15時00分 ～ 16時00分	【支援後】延長支援時間 ～	【支援後】延長支援時間 15時00分 ～ 16時00分	【支援前・支援後それぞれ1時間以上記載すること。合算での1時間は不可】 延長支援となる時間を記入 ※支援前、支援後それぞれ1時間以上記載すること。合算での1時間は不可	【支援後】延長支援時間 ～	【支援後】延長支援時間 ～	【支援後】延長支援時間 ～
	2時00分	0時00分	2時00分	0時00分	2時00分	0時00分	0時00分
延長を必要とする理由及び時間	例① 月・水・金については、保護者の就労を理由に支援前・支援後それぞれ1時間ずつの延長支援を行う。 例② 保護者の職場の繁忙期（3月）については、月・水・金の支援後の延長支援時間が2時間になる日も生じることが想定されるため、保護者と連携を図りながら必要に応じて延長支援を行う。 ・例③ 保護者の就労、妊娠・出産、病気・負傷、介護・看護、レスパイト等、延長支援を必要とする理由と時間を記入 ・例④ 常時延長支援を必要としないが、個別の事情（※）で延長支援の必要が生じることが想定される場合には、想定される具体的な理由と必要となる時間を記入 ※例えば、保育所や学校の都合（短縮授業等）で、支援の提供時間の変更が必要となり、延長支援が必要となる場合等を想定						

個別支援計画別表の作成例は[こちら](#)（こども家庭庁HP）

基本報酬における時間区分の創設 3

【対象：児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 極めて短時間の支援（30分以下）は算定することができません。
- 利用者の都合により、支援の時間が計画より短くなった場合（30分以下の支援になった場合を含む）は、個別支援計画別表に定める計画時間により算定することができます（実績記録票の備考欄に理由を記載ください）。
- 主として重症心身障がい児を通わせる事業所において重症心身障がい児以外に対し支援を行う場合は、個別支援計画別表により時間区分を設定する必要があります。

延長支援加算の見直し【要届出】

【対象：児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 5 時間（放課後等デイサービスについては、平日は 3 時間）を超える長時間の支援について、預かり ニーズに対応した延長支援として評価を行うことになりました。放課後等デイサービスについては、平日は 3 時間以上の支援について、延長支援加算の請求が認められます。

	障がい児	重症心身障がい児 医療的ケア児
1 時間以上 2 時間未満	92単位/日	192単位/日
2 時間以上	123単位/日	256単位/日
30分以上 1 時間未満	61単位/日	128単位/日

※なお、基本報酬に時間区分を創設していない、主として重症心身障がい児を通わせる事業所において重症心身障がい児に対し支援を行う場合等については、従前の延長支援加算と同様、事業所の運営規程に定める営業時間が 8 時間以上であり、当該営業時間の前後に支援を行った場合に算定します。

延長支援加算の見直し 2 【要届出】

- 個別支援計画別表に定める計画時間よりも、実際に延長支援に要した時間が短くなった場合においては、基本報酬とは異なり、その理由に関わらず、実利用時間により算定します。
- 延長支援の算定に当たっては、1 時間以上の延長支援を行うことを前提とした体制を設ける等、計画的な実施をすることが必要です（30分以上 1 時間未満の単位は、利用者の都合により延長支援時間が計画よりも短くなった場合に限り算定できます。）
- 計画時間の前後に延長支援加算を算定する場合には、計画時間の前後いずれも 1 時間以上となるよう計画的に実施する必要がある、前後の時間を合算して 1 時間以上では算定できません。

延長支援加算の見直し3 【要届出】

【対象：児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 延長支援時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上を配置することが必要です。（うち1人以上は運営基準に定める人員を配置することが必要です。配置する人員は児童発達支援管理責任者でも可とします。）
- 延長支援時間については、個別支援計画に定めることを基本とします。延長支援を利用する中で、具体的な利用の計画にない、緊急的に生じた預かりニーズに対応するための延長支援については、急遽、延長支援を必要とした理由等について記録を残すことにより算定できます。
ただし、急遽延長支援を行うような状況が続く場合については、速やかに個別支援計画の見直し・変更を求めるものとします。

実績記録票の書き方について

- 下記リンク先に実績記録票の様式・記載例がありますのでご活用ください。

厚生労働省HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00018.html

令和〇〇年4月分

児童発達支援提供実績記録票

(例)

■旧様式からの変更点

- ・【算定時間数】欄、【家族支援加算】欄、【延長支援加算】欄、【集中的支援加算】欄、【専門的支援加算(支援実施時)】欄、【入浴支援加算】欄及び【子育てサポート加算】欄の追加
- ・【集中的支援加算 支援開始日】欄の追加
- ・【家庭連携加算】欄及び【事業所内相談支援加算】欄を削除
- ・【備考】欄に「家族支援加算」及び「事業所間連携加算」の記載を追加
- ・【備考】欄の「事業所内相談支援加算」及び「家庭連携加算」の記載を削除

日付	曜日	サービス提供実績												
		サービス提供の 状況	開始 時間	終了 時間	算定 時間数	送迎加算		食事提供 加算	家族支援 加算	医療連携 体制加算	延長支援 加算	集中的 支援加算	専門的支援 加算 (支援実施 時)	入浴支 加算
2	月	欠席												
3	火		10:00	15:00	5	1	1	1						
4	水		15:00	15:00	5	1	1			1				

欠席時対応加算を算定する場合、「欠席」と記載する。

医療連携体制加算(Ⅰ)が算定
医療連携体制加算(Ⅱ)が算定
医療連携体制加算(Ⅲ)が算定
医療連携体制加算(Ⅳ)が算定
医療連携体制加算(Ⅴ)が算定

欠席時対応加算を算定する場合、「欠席」と記載する。

医療連携体制加算(Ⅰ)が算定
医療連携体制加算(Ⅱ)が算定
医療連携体制加算(Ⅲ)が算定
医療連携体制加算(Ⅳ)が算定
医療連携体制加算(Ⅴ)が算定

実績記録票の書き方について2

- 開始時間、終了時間は、実際に利用した時間を記載してください。
- 算定時間数の欄には、基本報酬の請求の対象となる時間を記載します。
(原則、個別支援計画別表に記載の計画時間数を記載ください)。
- 利用者の都合により支援時間が短縮された場合には、個別支援計画別表の計画時間により算定することができますが、その場合は備考欄にその旨を記載してください。

インクルージョンに向けた取組の推進

【対象：児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援】

- 事業者は、並行通園や保育所等への移行を支援するなど、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進の取り組みを行うよう努めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組等について記載し、その実施を行うことが必要です。

<参考>

- ・個別支援計画の参考様式、インクルージョンの観点を踏まえた事業所の取組・支援などについて、
「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」、
「保育所等訪問支援ガイドライン」を参考にしてください。
資料は[こちら](#)

地域移行支援計画の作成

【対象：福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設】

児童発達支援管理責任者は、15歳以上に達した入所児童について障がい福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活への移行について必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画を作成することが必要になります

（移行支援計画は、作成後、少なくとも6月に1回以上の見直しが必要です）。

<参考>

こども家庭庁HP：[障害児入所施設における移行支援計画の作成について（周知）（令和6年4月26日事務連絡）](#)

別添
移行支援計画フォーマット

作成日：____年__月__日
作成者：_____

フリガナ				性別		生年月日	年 月 日（ 歳）		
氏名						連絡先			
主たる障害名		重複している障害名		手帳の等級	療育 身体 精神		支援区分		行動関連項目合計点数
入所経緯と状態像									
本人の意向									
保護者等の意向									

感染症対応力の向上

【対象：福祉型障がい児入所施設】

感染症発生時に備えた平時からの対応として、

- 指定福祉型障がい児入所施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければなりません。
 - ※取り決めの内容としては、流行初期期間経過後（新興感染症の発生の公表後4か月程度から6か月程度経過後）において、入所児童が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うことが想定されます。
- 指定福祉型障がい児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければなりません。

1 令和6年度報酬改定の主な内容について

2 主な新設・要件の変更のあった加算・減算等の要件について

【要件変更】 児童指導員等加配加算【要届出】 1

【対象：児童発達支援、放課後等デイサービス】 加算を請求するには本市への届け出が必要です。

- 児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じた評価を行うこととなりました。

【主な要件】

- ・基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置（常勤専従又は常勤換算）していること

（例）児童発達支援事業所（定員10名の場合）

児童指導員等を配置（常勤専従・経験5年以上）	1 8 7 単位／日
児童指導員等を配置（常勤専従・経験5年未満）	1 5 2 単位／日
児童指導員等を配置（常勤換算・経験5年以上）	1 2 3 単位／日
児童指導員等を配置（常勤換算・経験5年未満）	1 0 7 単位／日
その他の従業者を配置	9 0 単位／日

※ここでいう「経験」は児童福祉事業（幼稚園、特別支援教育を含む）に従事した経験年数です。
その他の従業者を配置している場合は、1日あたり90単位の加算を請求できます。

【要件変更】 児童指導員等加配加算 【要届出】 2

- 本加算は常時見守りが必要な障がい児への支援等の強化を目的としていることから、算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本とします。
- 経験年数には雇用形態や1日あたりの勤務時間数は問わないが、1年あたり**180**日以上勤務があることを想定しています。
- 本加算における経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限られません。
- 常勤換算の場合、児童指導員等とその他の従業者、経験年数5年以上の者と5年未満の者を組み合わせて配置する場合、低い区分の単位を算定します。
- 基準配置の人員を満たしていない場合、加算を請求することはできません。

【新設】専門的支援体制加算【要届出】

【児童発達支援、放課後等デイサービス】 加算を請求するには本市への届け出が必要です。

- 理学療法士等による支援が必要な障がい児への専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加え、理学療法士等の専門職員を1以上配置している場合に加算を請求することができます。

【主な要件】

- ・基準の人員に加え、専門職員として理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（※）、児童指導員（※）、心理担当職員（心理学修了等）又は視覚障がい児支援担当職員（研修修了等））を1以上配置（常勤換算）していること
（※）保育士・児童指導員は資格取得・任用から5年以上児童福祉事業に従事したものに限ります。
（例）定員10名の児童発達支援事業所：1 2 3単位/日 の請求が可能

- 専門的支援体制加算における「児童福祉事業」に従事した経験年数については、幼稚園は含まれますが、特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導における教育の経験は含まれません。

それぞれ、児童指導員等加配加算とは要件が異なることに注意が必要です。

- 基準配置の人員を満たしていない場合、加算を請求することはできません。

【新設】専門的支援実施加算【要届出】

【児童発達支援、放課後等デイサービス】 **加算を請求するには本市への届け出が必要です。**

●専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、評価を行います。

【主要要件】

- ・理学療法士等を配置（常勤換算でなく単なる配置で可。基準人員等によることも可）し、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、専門性に基づく評価・計画に則った5領域のうち特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成し、当該計画に基づき支援を行うこと。

なお、専門的支援は個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（5名程度まで）又は基準人員を配置した上での小集団（2まで）の組み合わせによる実施も可とします。また、専門的支援の時間は同日の支援時間の全てとする必要はないが、30分以上を確保すること。

- ・計画の実施状況の把握を行うとともに、対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと。
- ・計画の作成・見直しに当たって、対象児及び保護者に対し説明するとともに同意を得ること。
- ・対象児ごとの支援記録を作成すること。

（単位数）150単位／回

（専門的支援体制加算との併算定可能。利用日数に応じて最大月6回を限度）

【新設】専門的支援実施加算【要届出】 2

- 専門的支援実施計画に記載すべき事項は次のとおり
 - ・当該専門職によるアセスメントの結果
 - ・5領域との関係の中で、特に支援を要する領域
 - ・専門的な支援を行うことで、目指すべき達成目標
 - ・目標を達成するために行う具体的な支援の内容
 - ・支援の実施方法 等

上記の項目に限らず、ニーズに応じた専門的支援に必要であると考えられる項目について記載するとともに、計画的に質の高い専門的支援を提供する上で有効な計画とすることが求められます。

（例えば、障がい特性を踏まえた配慮事項について記載する、個別支援計画の支援との関連性を記載する、支援改善が図れるような構造とするなど）。

- 専門的支援実施計画は、個別支援計画とは別に作成し、あらかじめ給付決定保護者の同意を得ることが必要です。

【見直し】 強度行動障害児支援加算

【児童発達支援：強度行動障害児支援加算、放課後等デイサービス：強度行動障害児支援加算Ⅰ】

単位数は200単位／日。（加算開始から90日以内の期間は、さらに＋500単位／日を請求可。）

- 本加算は、指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障がいをもつ児に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、従業者が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するものです。
（具体的な算定要件は次の頁で説明します。）

【見直し】 強度行動障害児支援加算

【児童発達支援：強度行動障害児支援加算、放課後等デイサービス：強度行動障害児支援加算Ⅰ】

【主要要件】

- ・ 実践研修修了者を1以上配置（常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）し、支援計画シートを作成していること。
- ※対象児が他の通所支援事業所も利用している場合、当該事業所と情報交換を行って進めるよう努めること
- ・ 配置基準上の従業者による支援計画シートに基づく支援を行うこと
（基礎研修修了者が支援を行う場合にあっては、実践研修修了者が原則2回の支援ごとに1回以上の頻度で、当該児の観察及び支援計画シートに基づき支援が行われていることを確認すること、
その他の従業者が行う場合にあっては、これに加えて、日々の支援内容について実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認した上で支援を行うこと）
- ・ 共生型児童発達支援・共生型放課後等デイサービスについては、児童発達支援管理責任者を置いている場合にのみ算定可能です。

【見直し】 強度行動障害児支援加算

- 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の配置について、常勤や常勤専従ではない職員の、単なる配置で加算の算定要件を満たすことができます。
- 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の配置について、管理者や児童発達支援管理責任者が実践研修修了者である場合も算定することができます。ただし、実践研修修了者が児童発達支援管理責任者である場合、支援計画シート等に基づく強度行動障害を有する児への直接支援は別の者が行うことが必要です。
- 放課後等デイサービスの事業者は、個別サポート加算（Ⅰ）のケアニーズの高い障害児に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置して支援を行った場合に30単位の加算を算定することができますが、強度行動障害児支援加算を算定している場合には算定することができません。

（次頁に続く）

【見直し】 強度行動障害児支援加算

- 90日間の500単位の加算については、令和6年4月1日以降、新たな要件の下で本加算の算定を開始した日を90日の起算点とします。
- 事業所において、一度利用を終了した児童が再度利用開始した場合は、加算を算定することはできません。

支援プログラム未公表減算：所定単位数の85%を算定

【対象：児童発達支援、放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援】

- 総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所は、5領域とつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）の作成・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設けられました。
- 公表場所は事業所のHP等、広く公表することが必要です。
- 公表方法及び公表内容を本市に届け出ることが必要です。
（届出方法は詳細が決まり次第通知します。）
- 義務化・減算の施行は令和7年度からですが、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、取り組みを進めるようにしてください。
＜参考＞[令和6年7月4日こども家庭庁事務連絡](#)「児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援における支援プログラムの作成・公表の手引きについて」

【見直し】自己評価結果等未公表減算：所定単位数の85%を算定

【児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 事業者は、支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自ら評価（自己評価）を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価（保護者評価）を受けて、その改善を図らなければなりません。
- 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければなりません。
- 自己評価・保護者評価の参考様式や実施手順については、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」を参考にしてください。

【新設】 自己評価結果等未公表減算：所定単位数の 85 % を算定

【対象：保育所等訪問支援】

- 指定保育所等訪問支援事業者は、その提供する指定保育所等訪問支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。
- 指定保育所等訪問支援事業者は、その提供する指定保育所等訪問支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、自ら評価（自己評価）を行うとともに、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者による評価（保護者評価）及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評価（訪問先施設評価）を受けて、その改善を図らなければなりません。
- 指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね 1 年に 1 回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価並びに改善の内容を、保護者及び訪問先施設に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表する必要があります。

（次頁へ続く）

【新設】自己評価結果等未公表減算：所定単位数の85%を算定

【対象：保育所等訪問支援】

- 自己評価結果等が未公表の場合、令和7年4月1日から減算を行う必要があります。
- 自己評価・保護者評価・訪問先評価の参考様式や実施手順については「[保育所等訪問支援ガイドライン](#)」を参考にすることができますので、ご活用ください。

参考資料リンク

本研修資料に掲載のある報酬改定にかかる各通知

●こども家庭庁HP：<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等ガイドライン等

●こども家庭庁HP：https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/#h2_free2

実績記録票の記載例等

●厚生労働省HP：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00018.html

以上で、令和 6 年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導（児童・報酬改定編）を終わります。

大阪市 H P において、今回のスライド資料や その他 参考資料等を掲載していますので、あわせて御確認ください。

なお、受講後は「大阪市行政オンラインシステム」で受講報告をお願いします。

